

- 規制基準は、事故を起こした炉か通常の原子炉かを問わず、含まれるすべての核種の放射線影響の合計で判断（核種や放出量ではなく、ヒトへの影響に換算した合計値で判断）。
- 東京電力福島第一原子力発電所の汚染水には事故炉特有の放射性物質（セシウム、ストロンチウムなど）も存在するが、これらは多核種除去設備（ALPS）等により規制基準を満たすまで確実に除去される。

## ＜放射性物質を環境へ放出する場合の基準「告示濃度比総和」の考え方＞



（参考）多核種除去設備等による再浄化の性能試験の結果（告示濃度比総和と主な核種の告示濃度比）

	コバルト60	セシウム137	ストロンチウム90	ヨウ素129	その他核種	トリチウム以外の核種の合計値（告示濃度比総和）
告示濃度比	0.0017	0.0021	0.0012	0.13	0.215	0.35

トリチウムを含むすべての放射性物質の告示濃度比を1未満にするためさらに100倍以上に希釈

（出典）資源エネルギー庁「安全・安心を第一に掲げ、福島第一原子力発電所汚染水の処理基準はどうなっているの？」<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/pf/01/pf01/pf01senakusaraku04.html>、  
 「「審判と検証」に向けて進む、汚染水の安全・安心な処分②～「二次処理」と汚染水が含む「その他の核種」とは？」<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/pf/01/pf01senakusaraku02.html>、  
 東京電力ホールディングス「多核種除去設備等処理水の二次処理性能検証試験の状況について」に基づき作成

日本の原子力発電所等からの環境中に放出される液体・気体廃棄物に含まれる放射性物質の規制基準は、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告に基づき、放出される放射性物質による追加的な公衆被ばく線量（人体に与える影響）を、年間で1 mSv未満にすることを基本に定められています。具体的には、1種類の放射性物質が含まれる水を、生まれてから70歳になるまで毎日約2リットル飲み続けた場合に、平均の線量率が1年あたり1 mSvに達する濃度が限度として定められています。この放射性物質ごとの濃度の限度は「告示濃度限度」と呼ばれています。

一般的に、原子力発電所等からの液体・気体廃棄物には複数の放射性物質が含まれています。そこで、複数の放射性物質の影響が考えられる場合には、廃棄物に含まれるすべての放射性物質による影響を総合して「告示濃度比総和」という考え方が用いられ、この告示濃度比総和が「1」を下回るように規制がおこなわれます。

「ALPS処理水」の処分にあたっては、他の稼働中の原子力発電所等と同様に「告示濃度比総和」が「1」未満になっているかどうかを確認されます。事故を起こした原子炉特有の放射性物質（セシウム、ストロンチウムなど）も含むトリチウム以外の放射性物質は規制基準を満たすように多核種除去設備（ALPS）等により濃度を低減する処理がおこなわれます。

また、ALPS等で取り除くことが難しいトリチウムについても、それ自身を含むすべての放射性物質の告示濃度比を1未満にするために、濃度を下げるための希釈（海水で100倍以上に希釈）がおこなわれます。これは、「ALPS処理水」中の規制基準を満たしているトリチウム以外の核種をさらに100倍以上に希釈することにもつながるため、より安全性を確保できるようになります。

なお、「ALPS処理水」を希釈して海洋に放出した場合の1年間の放射線影響は、1年間に日本人が自然放射線から受ける影響（2.1 mSv）の約100万分の1～約7万分の1となると評価されています（2023年2月時点の評価結果）（関連ページ：下巻P18『ALPS処理水』の海洋放出に関する放射線の影響評価）。

本資料への収録日：2022年3月31日

改訂日：2026年3月31日